

最澄撰「三部長講会式」にみえる御霊

櫻木 潤

はじめに

『日本三代実録』（以下『三代実録』と略す）貞観五年（八六三）五月二十日条にある神泉苑で行われた御霊会の記事によると、御霊とは崇道天皇（早良親王）、伊予親王らの六座で、彼らは「事に坐して誅され、冤魂は瘴と成」り、近年の疫病の流行は御霊が起こしたもののゆえ、朝廷として御霊会を行うこととなったとある。これまでの「御霊信仰」の研究はこの記事をもとにしてすすめられ多くの蓄積がなされてきた。¹⁾

しかし、『日本紀略』延暦十一年（七九二）六月癸巳条には、崇道天皇の崇りを慰撫したことがみえ、貞観五年以前にも六国史などにはたびたび非業の死を遂げた人々の崇りを慰撫する記事がある。このことをめぐって田村圓澄氏は、崇りや物の怪に直面した際には常に僧侶による読経が行われ、な

かでも法華経は怨霊の救済にもっとも効果がある。法華経を扱った所とした最澄の天台宗による鎮護国家の主目的の一つは崇りや物の怪から古代国家の支配者を擁護することにあるとされた。このほか八重樫直比古氏は、怨霊救済の論理を『伝述一心戒文』巻上の「承先師命建大乘寺文」にある敬白文の分析から、「等普親観」と「勝義の孝」にあるとした。つまり怨霊をみずからの子とみることで、孝を要求し、怨霊の結ぶ怨恨が空しいものであるから捨てよと呼びかけたとする。また、笠井昌昭氏は、『伝述一心戒文』巻上にある最澄が発願した金光明経、仁王般若経、法華経の長講は、怨霊の崇りを国家に対する七難の一つに加え入れて鎮護国家を標榜し、さらには怨霊の崇りを天台宗の展開に利用したものであるとされている。一方、佐伯有清氏は、延暦十六年に最澄が内供奉十禅師に任ぜられたのは、早良親王の怨霊の崇りを鎮祀する加持僧の役目によるもので、それは最澄の『長講法華経後分略願文』に示されているとされた。²⁾ この『長講法華経後分

略願文』は、最澄の著述とされる「三部長講会式」に含まれている。「三部長講会式」とは、「護国三部経」とよばれた法華経・金光明経・仁王般若経を長講する際の法会の次第などを記したものであり、弘仁三、四年（八一二、八一三）に成立したとされる。そしてその中には「御霊」の記述がみえる。貞観五年以前の御霊信仰をめぐる四氏の研究は傾聴すべきものにもかかわらず、これまで看過されてきたように思える。本稿では、最澄撰「三部長講会式」にみえる御霊について基礎的な分析をこころみ、貞観五年以前の御霊信仰をめぐる若干の私見をのべてゆきたい。

一章「三部長講会式」について

「三部長講会式」は、「長講法華経先分願文」（以下「先分願文」と略す）・「長講法華経後分願文」（以下「後分願文」と略す）・「長講金光明経会式」（以下「金光明会式」と略す）・「長講仁王般若経会式」（以下「仁王会式」と略す）からなる。「後分願文」には「弘仁三年³壬辰四月五日求法釋最澄記」とあり、「金光明会式」には「弘仁四年六月七日 願主最澄記」と、「仁王会式」には「弘仁四年六月七日 願主最澄記」とある。これらは、「護国三部経」といわれた法華経・金光明経・仁王般若経の長講会（長期間に

わたり經典を講説する法会）に際しての願文や法会の次第を著したものである。

最澄が護国の大乘經典の長講をいかに重視していたかについては「天台法華宗年分学生式」^(六)（六条式）に、

凡止観業者。年々毎日。長転長講。法花金光仁王守護諸大乘等護国衆経。⁽⁵⁾

と、天台宗年分度者二名のうち止観業の学生の行業として法華経や金光明経などの護国の大乘經典の長講を定めていることからわかる。また、徳一との論争が注目される弘仁七年から八年にかけての東国での布教⁽⁶⁾でも、最澄は「毎日長講法華経」。一日不^レ闕、兼長^二講金光明仁王等大乘経^一」しており、さらに、弘仁十三年四月に死を間近に控え弟子たちに「毎日長講諸大乘経」。慇懃精進令^レ法久住。為^レ利^二国家^一。為^レ度^二群生^一」⁽⁷⁾と言いつ残している（『叡山大師伝』）。つまり、護国の大乘經典の長講は、最澄にとって僧侶育成の根本であり、また国家のため、衆生を迷いと苦しみのこの世からさとの世界に導くための重要な営みであったのである。⁽⁸⁾護国三部経の長講の次第を記した「三部長講会式」は弘仁年間以降も、最澄の遺志として弟子たちによって受け継がれてきたのである。⁽⁹⁾

この「三部長講会式」については、三書とも「最澄記」とあるものの、古くから最澄が撰述したものかどうか議論され

てきた。辻善之助氏は、「本地垂迹説の起源について」の中で、はじめはこれら三書を最澄撰とすることに信をおかなかつたものの、(一)文中において冥福を祈る人名がいずれも当時の事情に適合すること、(二)諸神のために永く業道を離れて威光を増益することを祈るのは当時の時代思想に相應すること、(三)現在太上、弘仁皇帝、春宮殿下の三名を並べてそれぞれの奉為に祈ることは弘仁の頃でなくてはならないこと、殊に太上である平城天皇の奉為の文句は、葉子の変後における上皇の奉為としてはいかにもふさわしいこと、(四)嵯峨天皇を弘仁皇帝とすることは、最澄自筆の『法華年分縁起』の上表文にも符合すること、(五)「東土上野國 般若淨土院 道忠大禪師 信心弟子等 教興及道應 助寫一切経 同法弟子等」云々が『叡山大師伝』に符合すること、などからこれを最澄撰とされた。

辻氏の指摘した点に対し福井康順氏は「仮託の書によく見える例の造作に過ぎない」とし、「三部長講会式」を最澄撰とすることに疑問を呈した。福井氏は「金光明会式」「仁王会式」については最澄撰であるが、『先分願文』および『後分願文』については最澄撰とはできないとし、その理由を大きく分けて、(一)主として文体や措辞の上から最澄のものとは到底受け取り得ない点が多い、(二)史実に照らして、全く矛盾する点が見出される、とされた。(一)については、『先分願文』

各段の音が五言や七言など乱雑であつて、最澄のものとは思えぬ稚拙な表現に充ちていること、措辞の上では、諸国の神名が列挙されている段で、東山道が東海道の前におかれて、五畿七道の列序が当時の令制から外れていること、大宝の古制のままに武蔵国が東山道に入っていることなどを挙げておられる。(二)については、北陸道において「加賀四箇郡」とあるが、加賀立国は最澄没後一年を経た弘仁十四年で、なおかつ当初の加賀国は二郡であるにもかかわらずここでは「四郡」とされていること、また『後分願文』にある郡数は全体を通じて史実に反するものが多いこと、さらに畿内道では「山城八箇郡…大和十五箇郡」と、山城・大和の順に記されており、これは『続日本後紀』承和三年十月己未条の事実であつて、最澄没の十五年後にあたること、を指摘された。これらの点は『後分願文』においてみられることであり、『先分願文』は今ある仏名(阿弥陀仏)の後からの改修であるらしいことを除いては弘仁年間に成立した最澄撰であるとし、『後分願文』は平安末期以降の作為であつて最澄撰ではないと結論づけられた。

しかし、藺田香融氏は、「三部長講会式」は最澄の真撰を疑わせるものの、弟子光定が著した最澄の伝記である『伝述一心戒文』巻上にある「承先師命建大乘寺文」に引用された弘仁九年四月二十六日に最澄が金光明経、仁王般若経、法華

經の長講をしたときの「願文」は、「三部長講会式」と大同小異のものであることから、「三部長講会式」を最澄の真撰として疑いないとされた。¹⁵⁾『伝述一心戒文』巻上の「承先師命建大乘寺文」には、

弘仁九年四月二十六日五更。奉_レ資_二國主_一、發_レ願奉_二資一切天神地祇_一、起_レ恨怨_二神祇等_一、令_レ離苦得樂。故定_二九院_一、令_レ長_二講金光明_一。拔_レ濟一切國裏百部鬼神等_一、令_レ離苦得樂。故定_二九院_一、令_レ長_二講仁王護國般若

經_一。奉_レ資_二大日本國開闢以來一切國主_一、御靈、延曆以前一切皇靈、並平崩怨斃王靈、臣靈、比丘靈、比丘尼靈、優婆塞靈、優婆夷靈、賢靈、聖靈及六道四生受苦一切龍鬼等靈_一、永出_二三界_一、皆悉成佛。故定_二九院_一、令_レ長_二講妙法蓮華經_一。¹⁶⁾

とある。すなわち、弘仁九年（八一八）四月二十六日に、一切の天神地祇と怨恨を起こす神祇のために金光明經の長講を、一切の鬼神のために仁王般若經の長講を、そして日本開闢以来の一切の国主や御靈、延曆以前の一切の皇族の靈および怨みを残して死んだ皇族や貴族たちの靈が永遠に三界を出て、悉皆成仏するために法華經の長講を行ったのである。ここで述べられていることは、後述する「三部長講会式」の中で「結怨横死者」たちに対して述べられていることとほぼ同じ内容をもちものである。つまり、「願文」だけでなく、弘

仁九年四月に行われた護国三部經の長講の目的も「三部長講会式」にみられるものとはほぼ同じといえる。

また、福井氏が指摘した『後分願文』の郡数についても、荻野正博・桑原正史両氏は、詳細な分析の結果、それらが天平宝字三年から延暦七年（七五九〜七八八）の間のものとされたとされた。それは、弘仁十一年（八二〇）撰上の『弘仁式』もしくはそれ以前のものに依拠して書かれた「意味のある数字」であるとしている。¹⁶⁾

さらに最近、佐藤道子氏は、「三部長講会式」それぞれの内容の構成を分析し、「勸請」以下「神分」までの次第に、法華・金光明・仁王の三者に共通性が認められ、また詞章でも「自懺悔」・「懺悔」・「受戒」・「発願」は三者ともに同一の詞章を用い、「神分」は法華・金光明両会式が同一の詞章を用いていることから、「三部長講会式」が最澄の構想した「三部長講会」の法会形式を示すことは疑いないとされている。¹⁷⁾

以上のように「三部長講会式」についてはこれまで最澄撰をめぐって研究がすすめられてきた。いずれも『金光明会式』と『仁王会式』については最澄撰であることを認めているが、福井康順氏によれば『後分願文』は最澄撰ではないとされている。そこで『後分願文』の成立年代を考えてみた。その手がかりとして『後分願文』に列記されている唐日

の法師・僧名をみてみよう。

願生生師僧	天竺付法師	大唐傳譯師	及諸宗師僧
華嚴宗師僧	大乘律師僧	三論宗師僧	法相宗師僧
法華宗師僧	南岳思大師	天台顯大師	章安頂大師
禪雲威大師	東陽威大師	左溪朗大師	荆溪然大師
琅邪邃大師	姑蘇滿大師	鑑真大和尚	法進大僧都
慧雲大律師	如寶唐僧都	日本傳法師	三論及法相
律僧及華嚴	涅槃及法華	諸宗諸師僧	代代僧綱等
代代三綱等	寺寺大德等	寺寺學生等	從「我日本國」
釋尊法興顯	修學四衆等	過去者成佛	現存者安穩
冥顯共住 ¹⁷ 持	如來之正法 ¹⁸	流 ¹⁹ 布於世間	利 ²⁰ 益諸有情
一人不遺漏 ²¹	俱鑒 ²² 一心鏡 ²³	同歸 ²⁴ 三德藏 ²⁵	

まず、「南岳思大師」から「姑蘇滿大師」までの部分である。それぞれ南岳思大師は慧思、天台顯大師は智顛、章安頂大師は灌頂、禪雲威大師は智威、東陽威大師は慧威、左溪朗大師は玄朗、荆溪然大師は湛然、琅邪邃大師は道邃、姑蘇滿大師は行滿のことである。彼らは慧思や智顛にはじまる中国天台宗の系譜を示す人物たちである。道邃、行滿については延暦二十三年（八〇四）に最澄が渡唐した際、道邃からは台州竜興寺において天台の教要と菩薩戒を授かり、行滿には彼の所持する法華疏など八十二巻の法門を与えられさらに手書の印信を授かっており（『叡山大師伝』）、最澄とは直接のつ

ながりがある。注目すべきは「南岳思大師」から「姑蘇滿大師」までの順序が、弘仁十年（八一九）十二月五日に「我叡山傳法未¹⁷有¹⁸師師譜¹⁹」として最澄が著し、翌弘仁十一年二月二十九日に「顯戒論」とともに上った『内証仏法相承血脉譜』にある「天台法華宗相承師師血脉譜²⁰」と等しく、また地名十諱とする書き方も一致しているということである。

つづく「鑑真大和尚」から「如寶唐僧都」までの部分も見逃せない。「鑑真大和尚」は天平勝宝五年（七五三）六度目の渡航にして日本に到った唐僧鑑真のことである。最澄が出会った『法華玄義』をはじめとする天台の教迹は「故大唐鑒真和上將來」のものであったらしい（『叡山大師伝』）。また「法進大僧都 慧雲大律師 如寶唐僧都」は鑑真渡日の際にともにやって来た彼の弟子たちである。法進は鑑真隱退後に東大寺戒壇院を主宰し、授戒はもちろん、律や天台三部などの講義を行った²¹。神護景雲四年（七八〇）には大僧都であった²²。彼の著である『沙弥十戒並威儀經疏』は、若き日の最澄が比叡山に入り坐禪の隙に書いた『願文』に影響を与え、最澄が日本天台宗を開創する契機として法進の存在は無視することはできないとされる²³。慧雲は正倉院文書にもその名がたびたび見え、『七大寺年表』によれば延暦十七年（七九八）に律師に任じられている²⁴。最澄との関係は明らかでないが、東大寺戒壇院の第五世であったこと²⁵から何らかのつながりが

あつたと考えられる。如宝は、『唐大和上東征伝』には胡国人といい、『元亨釈書』などでは唐人とある。延暦二十三年に上表して唐招提寺に律講を開き、大同元年四月二十三日に少僧都に任じられている。唐招提寺の第四世となり、桓武天皇から厚い帰依を受けていたようである。弘仁六年正月七日に卒し、その卒伝には「堪二代之壇師者」とある。最澄との関係も深かったようで、『叡岳要記』によると延暦十三年に比叡山一乗止観院で催された供養会で咒願師として名を列ねている。また、法進、如宝について、鎌倉時代の東大寺の学僧凝然はその著『三國仏法伝通縁起』で「天台宗学者也」としており、最澄とのつながりを考える上で興味深い。

以上のように、『後分願文』にみえる法師・僧名は最澄や天台宗と深いつながりをもつ人物たちであることがわかる。中国天台宗の系譜を示す前段はその順序や書き方が最澄撰の『内証仏法相承血脉譜』と一致し、また鑑真とその門弟たちは最澄が直接影響を受けたことがうかがえる人物である。最澄との関係があまりはつきりしない如宝にしても下野薬師寺に住持したとされ、同じく鑑真の弟子で東国にあって最澄を支援しその門下からは円仁ら最澄の弟子となるものが多かった道忠も下野薬師寺にいたとされ、如宝とも道忠を通じて何らかのつながりがあったとも考えられる。したがってこれらの法師・僧名は後世に書かれたものとみるより、最澄自らが

その名を書き記したのではないかと思える。福井康順氏が指摘するような国名などの問題はあるにしても、最澄が天台宗年分度者のうち止観業の学生に年々毎日、法華経などの護国の諸経を長講することを定めたことからすると、「三部長講会式」は頻繁に天台学僧たちの手に触れられていたのであろう。その折々に加筆されていたとも考えられる。その際にあつても最澄がもともと書き記していた部分には容易に手を加えたとは思われず、したがって『後分願文』も最澄撰として大過ないといえるだろう。

「三部長講会式」を最澄の撰とするにはさらに詳細な内容の分析が必要であろうが、ここでは以上のことから「三部長講会式」が最澄撰であると論を進めていくこととする。

二章 「三部長講会式」にみえる御霊

一節 『後分願文』にみえる御霊

最澄撰と考えられる「三部長講会式」の『後分願文』には次のようなくだりがある。

願崇道天王	吉野淡路等	横天皇子霊	親王及夫人
伯伴成子等	一切中天霊	東夷諸將軍	及曹諸將軍
一切横死霊	及以兇奴等	結怨横死者	西戎諸將軍
及曹諸將軍	一切横死霊	及以隼人等	結怨横死者

松浦少貳靈 九國横死者 八島悪鬼神 一切鬼龍等

及魍魅魍魎 永離業道患 帰依法華經 衛護日本國

益レ國利レ人民 恒修薩埵行 速成無上道

すなわち、崇道天王以下の「結怨横死者」が、法華經に帰依し國を益し人民を利するよう願うという内容である。「崇道天王」とは崇道天皇すなわち早良親王のこと。彼は延暦四年（七八五）藤原種継事件の首謀者とされて乙訓寺に幽閉後、淡路國に移送される途中で食を断ち無実の罪への抗議の死を遂げた。桓武天皇は晩年たびたび彼の怨靈に悩まされ様々な供養を施している。次の「吉野淡路等 横天皇子靈」とは「吉野や淡路で若死にした皇子の靈」という意。吉野で没した皇子といえは宝龜六年（七七五）に母の井上内親王と共に「宇智没官之宅」で卒した他戸親王がいる。また淡路で没した皇子といえは大炊王（淳仁天皇）がいる。つづく「親王及夫人 伯伴成子靈 一切中天靈」のうち「親王及夫人」は年代的にみて伊予親王、藤原吉子の可能性が高い。彼らは大同二年のいわゆる「伊予親王事件」で非業の死を遂げている。また「伯伴成子等」について、佐伯有清氏は「伯伴」を佐伯・大伴とし、藤原種継事件で失脚した二氏のこととみる。

次に「東夷」や「西戎」の「諸將軍 曹諸將軍 一切横死 結怨横死者」である。「西戎」に「隼人」とあることか

ら「東夷」は蝦夷であろう。つまりここでは桓武朝以来激しさを増した征夷事業に活躍した將軍やその犠牲となった蝦夷たち、またそれとともに早くから中央政權に服属したものの隼人征討事業で犠牲となった將軍や隼人たちの靈を慰めているのである。最澄は、入唐前の延暦二十二年閏十月二十三日に大宰府竈門山寺において法華經や金光明經などの大乘經典の講説をしている。また「具如願文」とあってこの折にも何らかの願文を書いたことがわかる。弘仁五年春には「為遂渡海願」に筑紫へ赴き八幡大神の神宮寺で法華經を講じている。また東國での布教でも「毎日長講法華經。一日不闕、兼長講金光明仁王等大乘經」とあり法華經、金光明經、仁王般若經の長講を盛んに行っていた（以上『叡山大師伝』）。こうした九州や東國での活動が最澄をして隼人や蝦夷たち、またその征討事業に従事した將軍たち「一切横死靈」への慰撫を『後分願文』に書かさしめたことは十分考えられる。つづく「松浦少貳靈」は天平十二年（七四〇）大宰府で反乱を起こし敗死した大宰少貳藤原広嗣のことである。「松浦少貳靈」は円仁の『入唐求法巡礼行記』にもみえる。広嗣は死後その怨靈のことがさまざまに語られ、のちに「八所御靈」の一人に数えられている。そして「九國横死者 八島悪鬼神 一切鬼龍等 及魍魅魍魎」、すなわちその他さまざまの魍魅魍魎たちを慰撫し、これらが永遠に「業道患」、つま

り悪業の患いから離れて、法華経に帰依し、日本国を衛護して、国家や人民に利益をなし、つねに菩薩行を修して速やかに悟りをひらくことを求めているのである。

二節 『金光明会式』・『仁王会式』にみえる御霊

つづいて『金光明会式』および『仁王会式』をみると、どちらも結願部で以下のようにある。

資_三益一切皇_二靈等 開闢已還諸_三尊靈 上宮太子御_二靈等
 法師天皇御_二靈等 阿倍天皇御_二靈等 桓武天皇御_二靈等
 吉野大后御_二靈等 崇道天皇御_二靈等 伊豫親王御_二靈等
 藤原夫人御_二靈等 藤原仲成神_二靈等 藤原内侍神_二靈等
 東夷毛人神_二靈等 宏勝延命僧_二靈等 結恨横死古今_二靈
 乃至一切神_二靈等 永離八難 生天上 随意往 生諸佛刹
 聽聞妙法 悟無生 得道還來日本國 晝夜守護 恒不離
 叡山道場正法藏 大日本國及九院 興隆佛法 晝後際
 すなわち、一切皇_二靈以下の御_二靈や神_二靈が、八難を離れて往生し、悟りをひらいて、つねに日本国と比叡山を守護し、仏法の興隆につとめるように願う内容である。一見してわかるように、『後分願文』と比較すると『金光明会式』と『仁王会式』にはより明確に慰撫の対象となる人物の名が記されている。『三部長講会式』にみえる御_二靈と貞観五年の御_二霊会での六座の御_二霊とを表1にまとめた。表1の①「上宮太子御_二霊

表1 「三部長講会式」にみえる御_二霊と貞観五年御_二霊会の御_二霊との比較

	『金光明会式』	『仁王会式』	『後分願文』	貞観五年御 _二 霊会	人物比定
①	上宮太子御 _二 霊等	上宮太子御 _二 霊等			聖徳太子
②	法師天皇御 _二 霊等	法師天皇御 _二 霊等			? (聖武天皇か)
③	阿倍天皇御 _二 霊等	阿倍天皇御 _二 霊等			孝謙 (称徳) 天皇
④	桓武天皇御 _二 霊等	桓武天皇御 _二 霊等			桓武天皇
⑤	吉野大后御 _二 霊等	吉野大后御 _二 霊等			井上内親王
⑥	崇道天皇御 _二 霊等	崇道天皇御 _二 霊等	崇道天王	崇道天皇	崇道天皇 (早良親王)
⑦	伊豫親王御 _二 霊等	伊豫親王御 _二 霊等	親王	伊豫親王	伊予親王
⑧	藤原夫人御 _二 霊等	藤原夫人御 _二 霊等	夫人	藤原夫人	藤原吉子
⑨	藤原仲成神 _二 霊等	藤原仲成神 _二 霊等		観察使	藤原仲成
⑩	藤原内侍神 _二 霊等	藤原内侍神 _二 霊等			藤原菓子
⑪	東夷毛人神 _二 霊等	東夷毛人神 _二 霊等	東夷諸將軍及曹諸將軍及以兇奴等結怨横死者		蝦夷
⑫	宏勝延命僧 _二 霊等	宏勝延命僧 _二 霊等			? (「宏勝」・「延命」)

等」は聖德太子のこと。天台宗では慧思大師が聖德太子に転生したといわれ、聖德太子は特に崇敬されている。②の「法師天皇御霊等」は不詳であるが、聖武天皇の可能性が考えられる。③「阿倍天皇御霊等」は『日本霊異記』に「帝姬阿倍

天皇」とある孝謙天皇のこと。④の「桓武天皇御霊等」は桓武天皇。⑤「吉野太后御霊等」は『日本後紀』大同元年四月己未条に「吉野皇太后」とある井上内親王のこと。⑥「崇道天皇御霊等」は「後分願文」にもみえた崇道天皇すなわち早良親王。⑦「伊豫親王御霊等」と⑧「藤原夫人御霊等」は、伊予親王とその母藤原吉子のことをさす。⑨「藤原仲成神霊等」と⑩「藤原内侍神霊等」は大同四年九月の「菓子の変」で殺害された藤原仲成と自殺した藤原薬子のことであろう。さらに「後分願文」と同じく『金光明会式』と『仁王会式』でも⑪「東夷毛人神霊等」として蝦夷たちの霊が慰められている。⑫の「宏勝延命僧霊等」については『伝述一心戒文』巻上にある「承先師命建大乘寺文」にも「同法宏勝霊。及以同法命延霊」とみえる。そのなかに「我今拔濟一靈苦」とあることから「宏勝」と「延命(もしくは命延か)」という二人の僧のことを指しているのだろう。そして最後に「結恨横死古今霊」と「一切神霊等」が挙げられる。

『金光明会式』『仁王会式』でもこれらの「御霊」や「神霊」を資益し、永遠に菩提の道に向かうことのできない八難

から離れて天上に生まれ、仏土に往生し正法を聴聞して空を悟り、得道して再び日本国に到って比叡山や日本国をつねに守護し、永遠に仏法の興隆につとめるよう求めている。

以上みてきたように「後分願文」「金光明会式」「仁王会式」には、怨みをもつて横死した一切の者たちを慰撫し、また彼らに護国の守護神となるよう求めている内容があると思われる。なかでも、崇道天皇や蝦夷は「三部長講会式」のいずれにおいてもその名がみえる。また「後分願文」の「親王及夫人」を伊予親王と藤原吉子とみれば、これもいずれにもその名があり、「三部長講会式」成立の当時彼らが「結怨横死者」としてどれほど畏怖されていたのかを知ることができるのである。

再び表1に戻ると、『三代実録』貞観五年五月二十日条には、

所謂御霊者、崇道天皇、伊豫親王、藤原夫人、及觀察使、橘逸勢、文室宮田麻呂等是也。並坐_レ事被_レ誅、冤魂成_レ癘。

とある。「御霊」として崇道天皇、伊予親王、藤原夫人(藤原吉子)、觀察使、橘逸勢、文室宮田麻呂の六人が挙げられている。表1にあるように「三部長講会式」にみえる御霊と比較すれば『三代実録』に挙げられた六人のうちの三人までが一致するのである。また「觀察使」についてもこれを「橘

逸勢」にかかるといふものであつて神泉苑の御霊会で慰撫された御霊は五人であつたとする見解もあるが、觀察使は「平城在位中のみ存在した職であ」り、仲成は北陸道の觀察使に任じられてゐるわけであるから、通説にしたがつて「觀察使」を藤原仲成として問題はないだろう。これも『金光明会式』『仁王会式』に「藤原仲成神霊等」がみえるので、『三代実録』で「御霊」とされる六人のうち、四人までが「三部長講会式」においてすでに「結怨横死者」として慰撫の対象とされているのである。

また、『金光明会式』『仁王会式』に上宮太子から藤原夫人までに「御霊」とあることは注目される。先述した『伝述一心戒文』巻上にある法華經の長講でも「大日本國開闢以來一切國主、御霊、延曆以前一切皇霊、並平崩怨薨王霊、臣霊」(傍点筆者)とあり、弘仁年間には、慰撫の対象となる個々の人物を選定するだけではなく、そうした人物を「御霊」と称する觀念も成立していたといえる。つまり、すでに「三部長講会式」が成立した弘仁三〜四年には「御霊」に対する信仰があつたと考えられるのである。さらに、神泉苑の御霊会で金光明經や、仁王般若經と同じ般若部の經典である般若心經が講説されていることも「三部長講会式」と同じく、經典の読誦が「御霊」の慰撫に際して用いられたことを示している。以上のように、これまで御霊信仰の唯一の史料とされて

きた『三代実録』貞観五年五月二十日条の記事と「三部長講会式」とは多くの共通点が見出せるのである。

しかし両者には相違点もある。まず『金光明会式』『仁王会式』で慰撫の対象とされている①〜⑤、⑩〜⑫は貞観五年の御霊会では祀られていない。また『三代実録』では「御霊」である藤原仲成が『金光明会式』『仁王会式』では「神霊」とされているなどである。弘仁年間から貞観五年にかけて「御霊」がどのように選定されたのか、またその觀念がどのように変遷して行くのかなどは今後の課題としたい。

第三章 「三部長講会式」成立の背景

前章では、最澄撰の「三部長講会式」の中に「結怨横死者」を慰撫する箇所があり、そこには崇道天皇をはじめとした人物が挙げられていることをみた。特に「三部長講会式」すべてにみられる崇道天皇、伊予親王、藤原吉子、また『金光明会式』『仁王会式』にみえる藤原仲成は、貞観五年の御霊会で「御霊」として慰撫された六人のうちにもその名がみえるのである。『金光明会式』『仁王会式』には「御霊」という表現もあり、このようなことから「三部長講会式」が貞観五年の御霊会の先蹤をなすものと考えられる。それでは、なぜ最澄は「三部長講会式」にこれらの「結怨横死者」を慰撫

することを盛り込んだのであろうか。それには「三部長講会式」の成立の背景が手がかりとなろう。

「三部長講会式」は、一章のみでみたように、「後分願文」が弘仁三年（八一二）四月に、『金光明会式』『仁王会式』が弘仁四年（八一三）六月に成立している。その頃の最澄の動向と、朝廷の動きに目を向けてみたい。

この時期の最澄の動向について『叡山大師伝』には次のようにある。

大同五年

同年春勸道心者、於一乗止観院、起始長講金光明、仁王、法華、三部大乘經。毎日長講一日不闕、此願此行、後際豈絶哉。又弘仁三年七月上旬造法華三昧堂、簡淨行衆五六以上、晝夜不絶、奉誦法華大乘經典、然弘誓之力、盡於後際、善根之功、覆於有情、可不美歟。種種願文、別在卷軸、每座添読、良為發心境矣。

すなわち、大同五年の春、比叡山一乗止観院においてはじめて法華經、金光明經、仁王般若經の長講が行われた。長講は毎日欠かさず行われた。弘仁三年には、比叡山に法華三昧堂を造り、淨行衆が昼夜休まず法華經などの大乘經典を奉読していたとある。『叡岳要記』によると、法華三昧堂の建立は弘仁二年七月のこととされるが、「移行法華長講」したとあって、法華三昧堂は、護国三部經のうち法華經の長講を

行うために建立されたことがわかる。この時期、最澄は比叡山にあってひたすら護国の大乗經典の長講に明け暮れていたことが想像されるのである。⁽⁴⁶⁾ また「種種願文、別在卷軸」と、護国三部經の長講に際して読まれた願文が別にあつたことがわかる。この「種種願文」が「三部長講会式」のことを指していると思われる。

弘仁三、四年ごろの最澄の動向を示す『叡山大師伝』の記事は右の通りであるが、さらにこの頃の最澄は經典の貸借などを通じ空海と盛んに交流を持っている。空海から高雄山寺で金剛界、胎藏界の灌頂を受けたのは弘仁三年冬である。最澄は、空海から密教を学び、その成果を比叡山に移植しようと考えていたようである。⁽⁴⁷⁾

さらに比叡山から年分度者が多く逃亡してしまうという実状から、天台宗の優越性を示して修行をすすめるという目的で、最澄によって『依憑天台集』が弘仁四年九月一日に著された。⁽⁴⁷⁾

以上のように、弘仁三、四年ごろの最澄は、延暦二十五年正月に天台宗が公認され、年分度者二名を獲得し、天台宗の充実につとめていたことが想像されるのである。そのなかで「護国三部經」の長講が始められ、またその法会の次第を記した「三部長講会式」が成立したのだと思われる。最澄はひたすら比叡山で護国三部經の長講をし、「結怨横死者」に折

りを捧げていたのである。護国三部経の長講において「結怨横死者」が慰撫されているのは、それこそが最澄にとつての「護国」であつたと考えられるのである。⁽⁴⁸⁾

一方、朝廷においても大同年間から弘仁初年のころには怨霊の慰撫が盛んであつた。延暦二十五年（八〇六）三月には諸国の国分寺僧に崇道天皇のために今後永く春秋二仲月の七日間、金剛般若経を読ませることが命じられ、同じ年には崇道天皇の八鳥陵に八鳥寺が建立された。⁽⁴⁹⁾大同五年（八一〇）には、崇道天皇のために百人、伊予親王のために十人、藤原夫人（吉子）のために二十人、合計百三十人の得度がなされている。これらはすべて天皇の意志にもとづくものと思われ、内供奉僧として天皇に近侍していた最澄もこうした動きに何らかのかかわりがあつたとも考えられる。林羅山は『本朝神社考』下之六にある「八所御霊」の項目に「世俗伝云、桓武時、早良太子、井上内親王之霊為_レ祟。最澄法師、言_レ帝為_レ立_二其社_一。其後世合祭。有_二八社之神_一」と記し、最澄が早良親王や井上内親王の祟りを慰撫するために社を建てるよう桓武天皇に進言し、のちにその社に八所御霊を合わせて祭るようになったとしている。また、弘仁元年ごろ、嵯峨天皇は伊予親王と藤原吉子の「抜_レ翊_レ覺_レ魂_一」せんがため釈迦牟尼仏の檀像などを造刻している。その願文は空海が認め、「性霊集」巻六に「東太上為故中務卿親王造刻檀像願文」として収

められている。⁽⁵⁰⁾嵯峨朝のはじめには、最澄だけではなく、嵯峨天皇や空海によつても伊予親王・藤原吉子母子への慰撫がなされていたのである。

以上のように、弘仁三、四年ごろの最澄の動向からみれば、その時期、最澄は天台宗の公認、年分度者の獲得を経て天台宗の充実につとめていた様子があがえ、そのなかにあつて「護国三部経」の長講は天台宗の修行僧にとつて欠くべからざる行いであつた。それは一章でみたように『天台法華宗年分学生式』（六条式）に天台宗の年分度者二名のうち止観業の学生に「護国三部経」をはじめとする大乘經典の長講を義務づけていることからわかる。そしてこうした「護国三部経」の長講こそが最澄にとつて「護国」の行為であつたのである。したがつてその長講のなかで「結怨横死者」たちを慰撫することは彼らが護国の守護神へと昇華することを最澄が願つたと考えられる。最澄は弘仁九年四月の護国三部経の長講における願文で「以_レ怨報怨、怨不_レ止。以_レ德報_レ怨怨即_レ尽_一」としたためていたのである。⁽⁵¹⁾

また「結怨横死者」への慰撫はこうした最澄個人の思想からなされたものでもない。大同年間から弘仁初年には、朝廷によつて崇道天皇や伊予親王らの怨霊への慰撫が度々行われている。つまり「護国三部経」の長講において「結怨横死者」が慰撫されていることは平城・嵯峨朝による国家的な怨

霊対策のもとで理解されるべきものでもある。

むすび

以上、最澄撰「三部長講会式」にみえる御霊についての基礎的な分析をすすめてきた。その要旨をまとめるとつぎの通りである。

これまで『先分願文』『後分願文』『金光明会式』『仁王会式』からなる「三部長講会式」は『金光明会式』『仁王会式』について最澄の親撰として考えられていたが、『先分願文』『後分願文』については最澄の親撰か偽撰かをめぐって論が分かれていた。ところが藺田香融氏は早くから最澄の親撰であると考えられ、最近では佐藤道子氏も内容の構成から最澄の親撰であるとされている。本稿では『後分願文』にある唐日の法師・僧名の分析を通じてそれを最澄の親撰と考えてみた。すなわち中国天台宗の僧名の序列および記載の仕方が最澄の『内証仏法相承血脈譜』にある「天台法華宗相承師師血脈譜」と等しく、またそのあとにつづく鑑真以下の僧名も最澄と強いつながりを有する人物であることから、『後分願文』も『金光明会式』『仁王会式』と同じように、最澄によって著されたものであると思われるのである。福井康順氏の指摘では『後分願文』にある国名や郡数に明らかに弘仁三年以後

のものもあるというが、荻野正博・桑原正史両氏の研究によって、郡数については天平宝字三年から延暦七年のものであるとされている。

その「三部長講会式」のなかには崇道天皇はじめ「結怨横死者」を慰撫することが記されている。なかには「伯伴成子等 一切中天之霊」や「法師天皇御霊等」など人物を特定し得なかったものもあるが、たいていは最澄の時代までに活躍した人物たちであり、多くは当時非業の死を遂げた人々である。なかでも、崇道天皇、伊予親王、藤原吉子、藤原仲成は、これまで「御霊信仰」を論じる際の唯一の史料といえる『三代実録』貞観五年五月二十日条の神泉苑での御霊会で慰撫された六座の御霊のうちにその名がみえる。したがってこの「三部長講会式」にある「結怨横死者」への慰撫は、貞観五年の御霊会の先蹤をなすものとして注目すべきものなのである。

弘仁三、四年ころの最澄は天台宗の公認と年分度者の獲得を経て、天台教団の充実につとめていた。伝記である『叡山大師伝』によると、この頃最澄は比叡山にあつてひたすら護国の大乗經典の長講に明け暮れていたことが想像される。最澄にとつては、護国經典の長講自体が護国の行為であり、そのことは「結怨横死者」に「衛護日本國」することを求めていることであらわれている。また、こうした「結怨横死

者」の慰撫は最澄個人の事情からだけではない。朝廷でも大同年間から弘仁初年にかけて崇道天皇や、伊予親王、藤原吉子の怨霊への慰撫鎮謝が度々行われており、「三部長講会式」における「結怨横死者」に対する慰撫もこうした国家的な対策としても位置づけられる。

以上述べてきたように、最澄の「三部長講会式」は、御霊信仰のはじまりを考える上で多くの示唆を与えている。本稿ではその内容の基礎的な分析にとどまったが、「三部長講会式」のさらなる分析はもちろんのこと、大同・弘仁年間の御霊への慰撫がどのように貞観五年の御霊会へと結実していくのか、貞観五年の御霊会でいかに御霊が選定されたかなど、今後に残された課題は多い。そうした点については他日を期すこととしたい。大方の批判・叱正を賜れば幸いである。

註

(1) 御霊信仰全般について論じているものには、柴田實「祇園御霊会―その成立と意義―」、岩城高利「御霊信仰の発生」、高取正男「御霊会成立と初期平安京の住民」(以上の三編は京都大学読史会編『国史論集一』、一九五九年)がある。その支持層については菊池京子「御霊信仰の成立と展開―信仰支持の階層を中心として―」(『史窓』一七・一八号、一九六〇年)、御霊六座についての分析では井上満郎「御霊信仰の成立と展開―平安京都市神への視角―」

(『奈良大学紀要』五、一九七六年)がある。貞観五年の神泉苑御霊会を中心にあつかったものは、今市優子「貞観五年御霊会の成立について」(『文化史学』四五、一九八九年)、宮崎浩「貞観五年御霊会の政治史的考察」(『史学研究』一九八、一九九二年)がある。また御霊信仰の思想的な面を論じたものに、河音能平「王土思想と神仏習合」(岩波講座『日本歴史』四、一九七六年)、「怨霊・御霊とは何か」(吉村武彦ら編『争点日本の歴史』三、新人物往来社、一九九一年)、安井速「御霊信仰の成立―タタリ神から本地垂迹―」(『仏教史学研究』四一―二、一九九九年)がある。

(2) 田村圓澄「神宮寺と神前読経と物の怪」(同氏『飛鳥仏教史研究』、塙書房、一九六九年)、八重樫直比古「空と勝義の孝―古代仏教における怨霊救済の論理―」、笠井昌昭「縁起神道の成立―天神信仰と本地垂迹思想―」(ともに、石田一良編『日本精神史』、ペリカン社、一九八八年)、佐伯有清「若き日の最澄とその時代」(吉川弘文館、一九九四年)。

(3) 本稿では、「先分願文」「後分願文」「金光明会式」「仁王会式」とも、「大正新脩大藏經」七四、統諸宗部五、に依拠し、行割は「伝教大師全集」・西教寺正教藏「長講法華略願文」(国文学研究資料館蔵)などを参照して適宜改めた。

(4) 国文学研究資料館蔵の寛徳二年(一〇四五)の奥書がある

西教寺正教蔵「長講法華略願文」では、「先分願文」の末尾にも「弘仁三年^{次壬辰}四月五日求法釋 最澄 記」とある。

- (5) 安藤俊雄・蘭田香融編、日本思想大系4『最澄』、岩波書店、一九七四年。
- (6) 最澄の東国伝道に関しては、蘭田香融「最澄の東国伝道について」(『仏教史学』三一―二、一九五二年)に依拠した。
- (7) 『叡山大師伝』はもともと信用できる最澄の伝記史料の一つである。本稿では、『伝教大師全集』巻五(世界聖典刊行協会、一九七五年復刻)に依拠した。
- (8) 佐藤道子「地獄と救済―三部長講会にみる」(『アジア遊学』第十号、一九九九年)。
- (9) 現在でも法華経の長講は根本中堂と浄土院阿弥陀堂において毎日続けられている(山田恵諦『増法華経と伝教大師』、第一書房、一九七三年、三三五頁)。
- (10) 辻善之助『日本仏教史之研究』(一九一九年、一一九―一二〇頁)。
- (11) 福井康順「長講法華経願文の研究」(同氏『東洋思想の研究』、思想社、一九五五年、のち『福井康順著作集』第五巻、法蔵館、一九九〇年)。
- (12) 『続日本後紀』承和三年十月己未条には、「承前之例。畿内国次。以大和国^之処^之第一。勅宣^據新式^改之。以^二山城国^一処^之第一」とある。
- (13) 『先分願文』には、各段に「阿弥陀仏」の仏名がくり返さ
- (14) 蘭田香融「最澄の山林主義」(『顕真学会編』『顕真学苑論集』第四七号、一九五五年)。
- (15) 『大正新脩大蔵経』七十四、統諸宗部五、六三六頁。
- (16) 荻野正博・桑原正史「長講法華経後分略願文」の郡数について―「大宝二年越中国四郡」と関連して―(『新瀉史学』第十四号、一九八一年)、桑原正史「長講法華経後分略願文」の郡数について・補論」(『新瀉史学』第三四号、一九九五年)。
- (17) 佐藤氏、註(8)。
- (18) 『伝教大師全集』巻一、世界聖典刊行協会、一九七五年復刻、二二五―二二六頁。
- (19) 小野勝年「鑑真とその周辺」(『仏教美術』第五四号、一九六四年、のち平岡定海・中井真孝編『日本名僧論集第一巻 行基 鑑真』、吉川弘文館、一九八三年)。
- (20) 神護景雲四年「大僧都法進経師貢上文」(『大日本古文书』十七、一七四頁)には「大僧都法進」と自署がある。
- (21) 佐伯氏、註(2)、八一頁。藤善真澄・王勇「天台の流伝―智顛から最澄へ―」(山川出版社、一九九七年)、二二二―二二四頁。
- (22) 柴原永遠男「鑑真将来経の行方」(上田正昭編『古代の日本と渡来文化』、学生社、一九九七年、のち同氏『奈良

時代の写経と内裏』、塙書房、二〇〇〇年)。

(23) 『続群書類従』第二十七輯上。

(24) 『律苑僧宝伝』巻十、「招提千歳伝記」巻中之一(ともに

『大日本仏教全書』一〇五)

(25) 新訂増補国史大系『日本後紀』延暦二十三年正月戊戌条。

(26) 同右、大同元年四月丙辰条。

(27) 『律苑僧宝伝』巻十、「招提千歳伝記」巻上之一(ともに

『大日本仏教全書』一〇五)

(28) 註(25)、弘仁六年正月己卯条。

(29) 『群書類従』第二十四輯。以下、「叡岳要記」はこれによる。

(30) 『大日本仏教全書』一〇一、一二六頁。

(31) 『招提千歳伝記』巻上之一(『大日本仏教全書』一〇五)、

三二二頁。

(32) 田村晃祐編『最澄辞典』(東京堂出版、一九七九年)、一八

四頁。

(33) 『先分願文』には、

為我日本國 從開闢以來 登遐諸尊靈 并崇道天王

代代大臣等 文武諸百官 往生妙淨土 早成無上果

とあつて、「崇道天王」すなわち崇道天皇がみえる。

(34) 新訂増補国史大系『日本紀略』延暦四年九月庚申条。また

早良親王配流に関するものでは、西本昌弘「早良親王薨去

の周辺」(『日本歴史』第六二九号、二〇〇〇年)に詳しく

(35) 桓武天皇による早良親王の怨霊への対策は、牛山佳幸「早

良親王御霊その後—崇道天皇社からソウドウ社へ—(同

氏『小さき社』の列島史)、平凡社選書二〇三、二〇〇〇

年)で早良親王の略年譜とともにまとめられており有益で

ある。

(36) 新訂増補国史大系『続日本紀』宝龜四年十月辛酉条、宝龜

六年四月己丑条。

(37) 淳仁天皇は、惠美押勝の乱で廢位させられる際、親王の位

を賜い、「淡路国乃公」とされた(『続日本紀』天平宝字八

年十月壬申条)ので、ここでいう「皇子」にあてはまるだ

らう。

(38) 佐伯氏、註(2)一四三—一四四頁。

(39) 足立喜六訳注、塩入良道補注「入唐求法巡礼行記」2、平

凡社東洋文庫四四二、一九八五年、三二二頁。

(40) 藤原広嗣の怨霊については、『続日本紀』天平十八年六月

己亥条の玄昉の卒伝や、同じく宝龜六年十月壬戌条の吉備

真備の薨伝、また『扶桑略記』天平十八年六月丙戌条や

『尊卑分脈』の藤原広嗣の項にみえる。

(41) 井上満郎氏、註(1)論文。

(42) 大塚徳郎「觀察使について」(『日本歴史』一七五号、一九

六二年、のち同氏『平安初期政治史研究』、吉川弘文館、

一九六九年)。

(43) 新訂増補国史大系「公卿補任」大同四年。

(44) 「東大寺文書」の延暦二十四年九月二十四日付「内侍宣

には「太上天皇御霊」とある。ここでの「太上天皇」は早良親王を指すとされており、こうしたことからもこの頃「御霊」の觀念が成立していたと考えられる(堀池春峰監修、綾村宏ら編『東大寺文書を読む』、思文閣出版、二〇〇一年、一四八〜一四九頁)。

(45) 藪田香融氏は、この頃の最澄が、最大の外護者であった桓武天皇の崩御と、「天台法華宗年分得度学生名帳」の大同二年から弘仁九年までに見られるような比叡山の衰微という悲運の中にあつて、比叡山でひたすら三部大乘經の長講にいそしんだとされておられる(藪田氏、註(14))。

(46) 藪田香融「現実肯定の哲学天台宗の誕生と發展」(同氏編へ宗派別)日本の仏教・人と教え1『天台宗』、小学館、一九八六年)、四六頁。

(47) 「依憑天台集序」(『伝教大師全集』卷三)。

(48) 『日本後紀』大同元年正月辛卯条。『類聚三代格』卷二、七十四〜七十五頁。

(49) 曾根正人氏は、「護国三部經」の長講をはじめとする「天台宗の行業は、直接護国の験を發揮する」とされる(最澄と国家仏教―「請入唐請益表」について―、同氏『古代仏教界と王朝社会』、吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(50) 『日本後紀』大同元年三月辛巳条。

(51) 『元亨釈書』資治表四、醍醐寺本『諸寺縁起集』所収「大安寺崇道天皇御院八嶋所記文」(藤田経世編『校刊美術史料』寺院篇上巻、中央公論美術出版、一九七二年)。

(52) 『日本紀略』弘仁元年七月二十七日条。

(53) 続日本古典全集 林羅山『本朝神社考 神社考詳節 附林文敏公伝』、現代思潮社、一九八〇年、四七八頁。

(54) 日本古典文学大系『三教指帰 性靈集』、岩波書店、一九六五年、二八八〜二八九頁。

(55) 註(15)。

〔関西大学大学院博士後期課程〕